

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

本県における一般行政職の職員に適用される行政職給料表は、職務により1級から9級までの9区分に分かれており、これらは、10級制となっている国の行政職俸給表(-)の1級から9級までの区分と同じです。

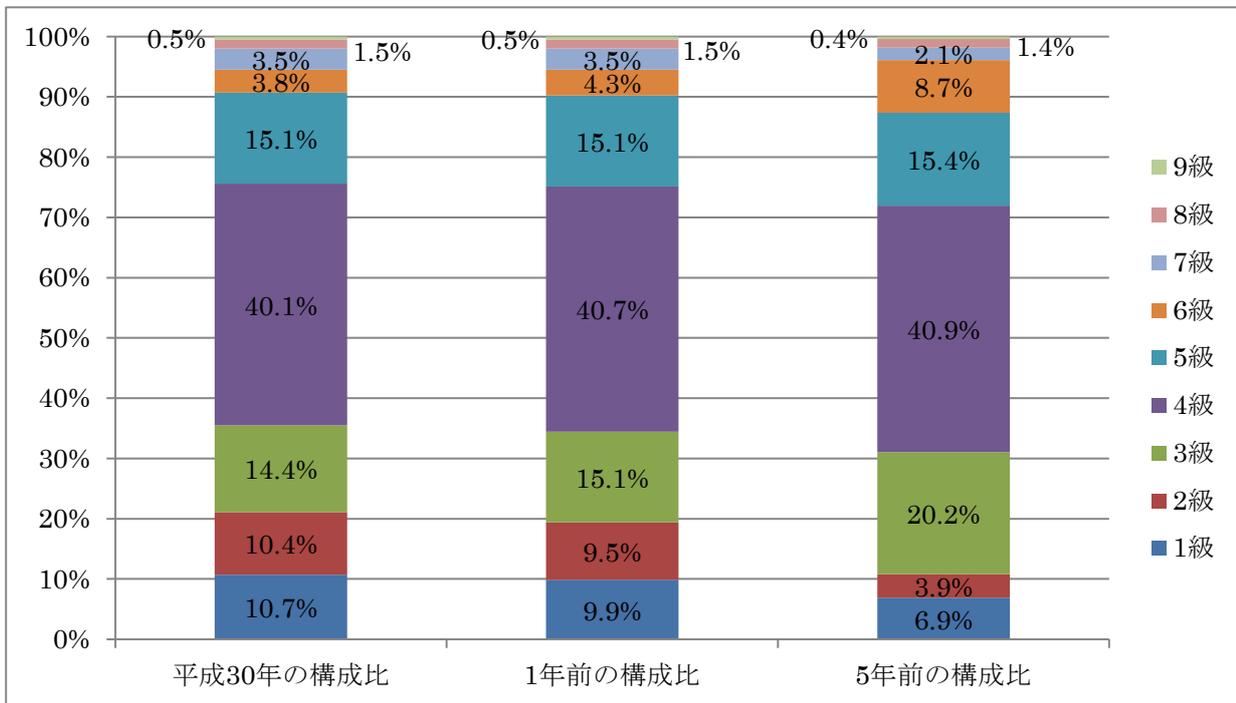
平成30年4月1日現在における級別職員数とその構成比は、以下のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	416人	10.7%	143,156円	248,063円
2級	主事・技師	405人	10.4%	193,451円	304,984円
3級	主任・係長	562人	14.4%	229,792円	350,963円
4級	専門員	1,562人	40.1%	263,021円	385,296円
5級	課長補佐・主幹	588人	15.1%	289,123円	394,131円
6級	課長	147人	3.8%	319,742円	411,398円
7級	参事	138人	3.5%	363,712円	446,233円
8級	局長	59人	1.5%	409,290円	470,025円
9級	部長	18人	0.5%	459,786円	529,155円
計		3,895人	100.0%		

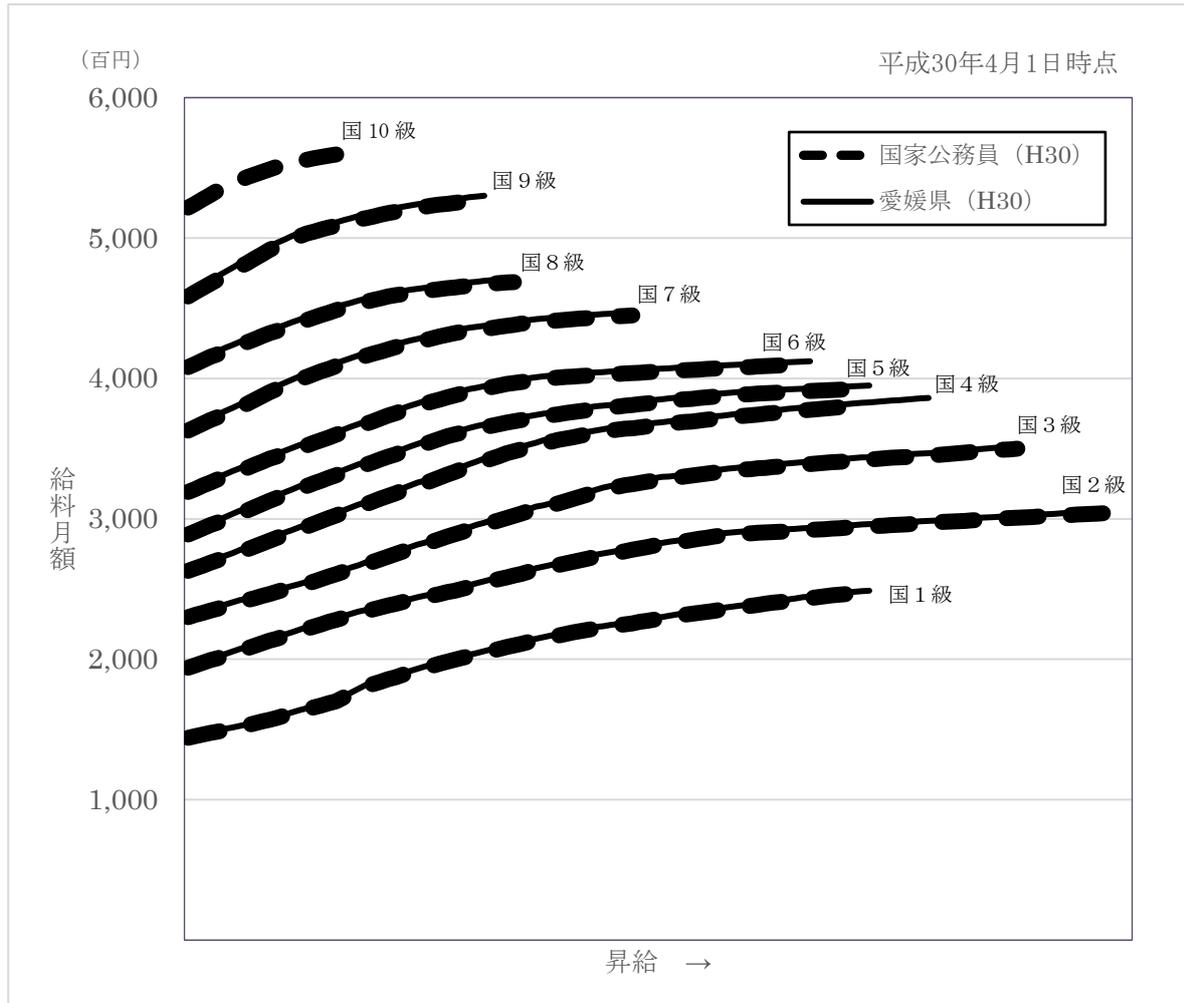
注1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 再任用職員は含んでいません。

3 構成比は、小数点第2位で四捨五入しているため、合計は100%になりません。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成 30 年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(愛媛県)

地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 12 月 1 日現在を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				